

富田居宅

おすすめ情報！！

## 「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用制度について

岡山県には、車いすマークの駐車場（身体障害者等用駐車場）を真に必要とする方が利用しやすくするため、平成 22 年 12 月から「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用制度があります。この制度は、車いすマークの駐車場（身体障害者等用駐車場）を利用できる方を明らかにしたうえで、その対象者（障害のある方や高齢者の方、妊産婦などで歩行が困難な方）に専用の利用証を交付する一方、県と協定を結んだ施設に駐車スペースを優先して利用できるよう、車いすマークの駐車場の適正利用を図るものです。

### 【有効期限あり（赤色）】

☆けがをされている方（医師の診断書・意見書などで歩行困難である証明が必要）…車いす、杖等の使用期間で最長 1 年以内。

☆妊産婦（産後は乳児同乗の場合のみ）…妊娠 7 ヶ月～産後 1 年。

### 【有効期限なし（緑色）】

☆身体、知的又は精神に障害があり、歩行困難な方

※身体障害者手帳（該当等級）、療育手帳（A）、  
精神障害手帳（1 級）を所持している方

☆高齢により、歩行が困難な方

※介護保険被保険者証（要介護 1～5）を所持している方

☆難病により、歩行が困難な方

※特定疾病医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、  
小児慢性特定疾病医療受給証を所持している方

交付申請は、県庁障害福祉課、県民局健康福祉部、県保健所ほか、各市町村で受付けています。申請方法について

① 窓口に持参する

② 郵送する（郵送による申請は、県庁障害福祉課のみで受付）

申請書や確認書類の写しのほか、利用証の返信用に 140 円切手を同封する。

郵送先： 〒700-8570

岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県障害福祉課 福祉推進班

※代理人の方の申請も可能。窓口で交付を受ける場合は、免許証や保険証など本人確認書類を持参する。郵送の場合は、本人確認書類の写しを同封する。

